

参 考 16

総合工事業者・専門工事業者間における 工事見積条件の明確化について —「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成— 作成経緯等

1. 目 的

「合理化指針」、「契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」、「見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応」等の周知・徹底や、「建設工事標準下請契約約款」に準拠した業種別見積書・注文書・請書等の標準化などによる、適正な競争条件の整備と励行を目的とする。

2. 検討体制

- 協議会の下に「契約適正化専門委員会」を設置し、素案作成を行う。

【専門委員会の構成】

総合工事業者 2名 設備工事業者 2名
躯体工事業者 4名 有識者等 4名
仕上工事業者 3名
オブザーバー 国土交通省2名、基金1名

- 専門委員会素案について協議会で検討し、協議会として申合せを行う。

3. 作成経緯

- 平成13年度

・型枠大工工事 ・鉄筋工事 ・コンクリート打設工事 ・外部足場工事
・金属製建具・カーテンウォール工事 ・内装仕上工事 ・防水工事
・空調衛生工事 ・電気設備工事

- 平成14年度

・圧接工事

- 平成15年度

・鉄骨工事

- 平成18年度

・機械土工事 ・建築根切り工事 ・硝子工事 ・塗料工事

- 平成22年度

・金属製建具・カーテンウォール・シャッター・オーバーヘッドドア工事（改訂）
※旧「金属製建具・カーテンウォール」
・左官工事

* ホームページ ヨイケンセツ・ドットコム内 (<http://www.yoi-kensetsu.com>)
建設生産システム合理化推進協議会のコーナーを参照ください。